

■欧州：欧州委員会、小売価格規制の修正を求めて加盟 3 カ国に警告

欧州委員会は 2011 年 4 月 6 日、イタリア、ポーランド、ルーマニアの 3 カ国に対し、電力・ガスの小売価格規制が EU の域内エネルギー市場規則に抵触するとして、理由付意見書を送付することを決定した。これら加盟国で、向こう 2 カ月以内に、改善措置に関する何らかの行動が取られなかった場合、欧州委員会は本件を欧州司法裁判所に提訴し得る。欧州委員会の基本的な立場は、本来、自由な取引が保証されるべき域内電力・ガス市場において、価格規制が存続していることは、市場機能の歪曲を招くものであるが、消費者保護など例外的な条件の下では、価格規制の設定が容認され得るという考え方に立脚している。しかし、イタリア（電力）、ポーランド（ガス）、ルーマニア（電力・ガス）で採用されている価格規制の在り方は、必要な範囲を超えているとの判断に基づき、今回、欧州委員会は 3 カ国に警告を与える決定を行った。なお、欧州司法裁判所は、市場規則に抵触しないと判断され得る条件として、総合的な経済的利益に適っていること、比例制の原則（目的に照らして必要な限度を超えてはならない）に準拠していること、明確、透明、非差別的、合理的な措置であること、供給事業者間の公平性が保証されていることを挙げている。